

## 令和4年白老町議会全員協議会会議録

令和4年7月25日（月曜日）

開 会 午前11時06分

閉 会 午後 1時54分

---

### ○議事日程

1. 都市計画マスタープランの改定と立地適正化計画（案）の策定について
- 

### ○会議に付した事件

1. 都市計画マスタープランの改定と立地適正化計画（案）の策定について
- 

### ○出席議員（14名）

1番 久保一美君	2番 広地紀彰君
3番 佐藤雄大君	4番 貳又聖規君
5番 西田祐子君	6番 前田博之君
7番 森哲也君	8番 大渕紀夫君
9番 吉谷一孝君	10番 小西秀延君
11番 及川保君	12番 長谷川かおり君
13番 氏家裕治君	14番 松田謙吾君

---

### ○欠席議員（なし）

---

### ○説明のため出席した者の職氏名

副 町 長	古 俣 博 之 君
副 町 長	竹 田 敏 雄 君
総 務 課 長	高 尾 利 弘 君
政策推進課長	富 川 英 孝 君
総務課防災・交通室長	早 弓 格 君
政策推進課主幹	温 井 雅 樹 君
政策推進課主幹	熊 谷 智 君

---

### ○職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	本 間 力 君
主 査	八木橋 直 紀 君

---

◎開会の宣告

○議長（松田謙吾君） ただいまより全員協議会を開会いたします。

（午前11時06分）

---

○議長（松田謙吾君） 本日の全員協議会の案件は、1、都市計画マスタープランの改定と立地適正化計画（案）の策定についてであります。

それでは、説明を求めます。

竹田副町長。

○副町長（竹田敏雄君） 全員協議会の開催に当たりまして、ご挨拶をさせていただきたいと思っております。

本日は、第2次白老町都市計画マスタープランの概要報告と、現在策定を進めております白老町立地適正化計画（案）について説明をさせていただきます。

まず、第2次白老町都市計画マスタープランにおいては、白老町都市計画審議会から答申をいただき、3つの意見が付されました。このプランについて承認をいただいたところでございます。附帯された意見についてであります。縮充の理念に基づいたまちづくりの推進をはじめ、計画的かつ効率的な事業の推進、地域の特性に応じたきめ細やかな取り組みの推進の3つであります。今後は、これらの意見を真摯に受け止めながら、人口減少時代に対応した都市構造の再建に向けて取り組んでまいります。

続いて、白老町立地適正化計画についてであります。本計画は、居住機能や都市機能の誘導によるまちのコンパクト化と公共交通の充実によるネットワーク化を連動させた、コンパクト・プラス・ネットワーク型の都市づくりを推進するための計画であり、都市計画マスタープランとの一部として位置づけられている計画でございます。

これまで、都市計画マスタープランの策定プロセスを一部共有しながら策定作業を進めてきており、このたび素案として取りまとめたところでございます。この後担当から、策定している計画の関連性や策定経過のほか、各計画の概要等について説明をさせていただき、議員の皆様からご意見、ご提案をいただきたいと思いますと考えております。

また、明日26日からは社台から虎杖浜まで、6地区に分けて町民説明会を開催し、町民のご意見も伺いたいと考えております。

それでは、担当から順次概要等を説明させていただきますのでよろしくお願いたします。

○議長（松田謙吾君） 富川政策推進課長。

○政策推進課長（富川英孝君） 私からは資料1、都市計画に係る関連計画の策定経過について説明し、(2)、第2次白老町都市計画マスタープランについて、(3)、白老町立地適正化計画については温井主幹から説明させていただきます。よろしくお願いたします。

それでは、資料1を御覧ください。都市計画に係る関連計画の策定経過についてでございます。まず、第2次白老町都市計画マスタープランについてでございますけれども、現在の白老

町都市計画マスタープランについては、平成 16 年度に策定し平成 24 年度に改定をするという作業で、令和 5 年度を終期とする計画となっておりました。このような状況ではございましたが、本町の人口減少の状況、ウポポイのような社会情勢の変化を踏まえて、昨年度から白老町都市計画マスタープランの改定作業を進めさせていただいたところであります。都市計画マスタープランについては、都市の将来像や整備方針を示し、総合的な都市づくりを推進するための指針となっておしまして、今回の方針については人口減少ということ、先ほど附帯意見でもございました縮充がございますので、コンパクト・プラス・ネットワーク型の都市構造への転換を推し進めることを方針として掲げてございます。

計画期間については、令和 4 年度から令和 23 年度までの 20 年間で、先ほど冒頭にもございましたが、策定期間については令和 4 年 7 月で、先般までに都市計画審議会にて了承をいただいている状況でございます。

それから、白老町立地適正化計画についてでございます。この関連性の中で、詳細・具現化という矢印がございますが、白老町立地適正化計画については、概要といたしまして白老町都市計画マスタープランの基本方針を受け、居住や都市機能の誘導エリアを示し、コンパクトなまちづくりを推進するための計画という位置づけになってございます。

方針といたしましては、白老町都市計画マスタープランのコンパクト・プラス・ネットワークを大前提にしながらも、鉄道駅 6 地区の部分に対して必要な要件を定めつつコンパクトなまちづくりを推し進めるものでございます。この期間につきましても、白老町都市計画マスタープランとの整合性を図りまして、令和 4 年度から令和 23 年度までの 20 年間で予定して、策定期間については今年の 12 月を目途に今取組を進めている内容になってございます。

白老町立地適正化計画につきましましては、現在策定途中ですが、全体としては 6 章立てで、立地適正化計画とは何か、基本的な方針、それからこの計画の肝となりますが、誘導区域・誘導施設、防災指針と第 3 章と第 4 章でこのようなまちづくりに対しての主たる計画を進めていきます。第 5 章、誘導施策・届出制度、第 6 章、計画の実現に向けてと計画の進行管理、K P I 設定を行いながら、都市計画マスタープランに位置づけを持ちながらも進め、そのような計画として策定をしているところでございます。

さらに、白老町立地適正化計画の中でより目的をもって事業を実施しようというもので、そこが都市再生整備計画という次の矢印になってございます。こちらについては、コンパクトなまちづくりを進めるための都市再生に係るハード整備等の計画で、方針といたしましては、都市機能（病院）、交通機能、防災機能の強化を図ろうとしてございます。都市再生整備計画につきましましては、今検討している中では、令和 5 年度から令和 8 年度の 4 か年の中で整備計画を進めてまいります。策定予定といたしましては、令和 4 年 12 月、これは白老町立地適正化計画と整合性を図ることになってございまして、白老町都市計画マスタープランとの整合性と白老町立地適正化計画を具体的に推し進めるための内容となっております。さらにそれを具現化するために定めるのが都市再生整備計画で、この 3 階層の取組によって一定程度の事業実施を進めてまいります。

都市再生整備計画を作成することによりまして、現在活用可能な補助制度が最後の四角の中になりますが、制度としては都市構造再編集中支援事業補助金が活用可能になるという中で進めてございます。補助率につきましては、都市機能誘導区域 50%、居住誘導区域は 45%、上限についてはその事業に対して 21 億円。都市機能誘導区域であれば最大 10 億 5,000 万円の補助が受けられることになってございます。しかし、今回立地適正化計画を策定する中で防災指針もあわせて策定してまいりますので、防災指針に位置づけられた事業については、上限額が 30 億円まで引き上げられますので、都市機能誘導区域において事業を 30 億円で行い、最大でつuitた場合は 15 億円の補助が可能になるという内容になってございます。対象事業といたしましては、基幹事業として道路、公園、河川、下水道等々ありますが、我々が目指しているのは誘導施設で、医療・社会福祉施設ということで記載しておりますが、これまでお話いろいろいただいておりますが、この立地適正化計画、都市再生整備計画を策定して、病院も含めた都市構造再編集中支援事業補助金をいただきたく取組を進めています。ですから、病院だけではなくて、先ほど申し上げましたけれども、交通機能、防災機能に対しても都市再生整備計画の中に位置づけを行って、それを承認いただいて、病院の部分も補助をいただければと考えて進めています。

裏の策定経過について説明させていただきます。都市計画マスタープランにつきましては、昨年 4 月に策定方針をつくりまして、そこから取組を進めてきております。今年の 3 月までにパブリックコメントを終えて、令和 4 年度になってから都市計画審議会に対する諮問、答申、それから本日全員協議会において最終報告をさせていただきたいと考えてございます。中側の列になりますが、立地適正化計画については昨年 11 月に議会全員協議会の中で報告をさせていただきまして、その後策定方針の決定、これから都市計画マスタープランの策定委員会に統合するような形で検討を進めてまいりました。令和 4 年度に入りましても、策定委員会を 3 回行いまして、7 月に今回の全員協議会で中間報告をさせていただきながら、明日からの町民説明会、その後 9 月頃にパブリックコメント、10 月以降に都市計画審議会への諮問、答申、12 月には全員協議会で再度報告をさせていただきたいと考えてございます。それから、右端になりますが、都市再生整備計画でございます。このことについては立地適正化計画をつくり都市再生整備計画をつくることによって補助金の申請が可能で、先月までに事業の概要については概算要望の形で北海道開発局へ相談させていただいております。

この後、7、8 月以降に都市再生整備計画の案について事前協議を行いながら熟度を高め、計画の最終的な正式提出を 12 月ころにさせていただきたいと思っております。提出された中では、補助金の本要望は年を越えて 1 月、順調に補助金を獲得したいと思っておりますが、3 月までに内示をいただいて令和 5 年 4 月に交付申請、決定、事業着手と、病院の改築に合わせた事業スケジュールを組んでまいりたいと思っております。このような都市計画マスタープラン、立地適正化計画とそれに伴う都市再生整備計画という 3 構想の計画をつくって今後の病院改築等にも取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（松田謙吾君） 温井政策推進課主幹。

○政策推進課主幹（温井雅樹君） 第2次白老町都市計画マスタープランの概要について説明させていただきます。振り返りになりますが、1ページから8ページ、第1章、都市計画とマスタープラン。計画策定の目的とか役割、目標年次など本計画の概要を記載しております。

続いて9ページから42ページ、第2章、都市の現状把握になります。ここでは各種アンケートによる町民意見や、そこから導き出した都市づくりの方向性などを記載しております。

43ページから64ページ、第3章、全体構想であります。都市づくりの理念や目標、将来都市構造を設定して5つの基本方針に基づき今後の整備方針を定めております。ここまでが前回の全員協議会にてお示しした内容でございますので、詳細については後ほど御覧いただければと思います。

続いて65ページ、第4章、地域別構想についてであります。町内を6つの地区に分け、各地区の概況、特性、町民の声や地域づくりの方針などを記しております。

69ページをお開きください。社台地区でございますが、ここでは豊かな自然と牧歌的な風景が地区の特性であることから、社台地区の目標を、「美しい自然環境や原風景を守りつつ、多彩な交流を促す地域づくり」と設定しております。地域づくりの方針としましては、生活道路等の適切な維持管理をはじめ、デマンドバス運行体制の充実や景観の保全、津波一時避難施設の確保などを掲げております。

続いて73ページ、白老・森野地区でございます。様々な都市機能が集積しまちの中心拠点であることがこの地区の特性であることから、地域づくりの目標として、「中心拠点としての機能を高め、快適で魅力的な賑わいのある地域づくり」と設定しております。地域づくりの方針は、都市機能の集約化をはじめ、鉄北幹線道路の整備、公共施設の適正配置、管理不全空き家対策の推進などを掲げております。

次に78ページ、萩野・石山地区でございますが、里山などの自然環境に恵まれ、まちの産業や流通の拠点であることがこの地区の特性であることから、地域づくりの目標を「豊かな里山の自然と産業拠点が共存し、安らぎと活力を生み出す地域づくり」と設定しております。地域づくりの方針としましては、工業系土地利用の推進をはじめ、国道拡幅整備や白老港整備促進、里山保全、排水路の整備などを掲げております。

続いて82ページ、北吉原地区でございますが、町内の製造業の拠点であり、かつまちの元気の源流であることがこの地区の特性であることから、地域づくりの目標を「工場城下町として、潤いのある暮らしと活気ある産業がともに息づく地域づくり」と設定しております。地域づくりの方針としまして、周辺の工業地と一体となった土地利用をはじめ国道拡幅整備や生活道路等の適切な維持管理のほか、公園施設の維持管理、排水路の整備などを掲げております。

続いて86ページ、竹浦・飛生地区でございますが、本町の芸術文化のけん引役として、また交流を生み出す拠点であることがこの地区の特性であることから、この地区の目標を「特色のある文化、コミュニティを大切にし、自然と観光が生活の中に根差す地域づくり」と設定しております。地域づくりの方針としましては国道拡幅整備をはじめ、生活道路等の適切な維持管理のほか、公営住宅の計画的な維持管理、敷生川の河口閉塞の改善などを掲げております。

90 ページ、虎杖浜地区でございますが、地域特有の資源に恵まれ交流型観光を生み出す拠点であることがこの地区の特性で、地域づくりの目標を「海の恵みや温泉などを活かし、観光レクリエーションによる個性ある地域づくり」と設定しております。地域づくりの方針としましては、地域特性や立地条件を活かした商業機能の集積をはじめ、地区内の狭隘道路の拡幅をはじめ、公営住宅の計画的な維持管理、虎杖浜海岸の離岸堤などの整備等を掲げております。

続いて 93 ページ、第 5 章、計画の実現に向けてであります。ここでは協働の都市づくりに向けた役割分担や計画策定の進行管理等について記しております。94 から 95 ページ、本プランの実現にあたっては、協働による都市づくりを推進することとし、実現に向けた取組としましては、都市計画法に基づく各種制度の活用のほか、立地適正化計画の策定等を位置づけております。次に 96 ページ、計画の進め方について、ここでは P D C A サイクルによる計画的な進行管理を行いつつ、国や北海道の補助制度や民間活力を積極的に活用しながら、効率的な事業の推進を図っていくこととしております。

以上が第 2 次白老町都市計画マスタープランの概要についてでございます。

引き続き、(3)、白老町立地適正化計画について説明いたします。資料 3、1 ページ、第 1 章、立地適正化計画とはを御覧ください。計画の策定の背景や目的、計画の位置づけなど本計画の概要を記しております。次に 2 ページ、1、計画策定の背景と目的でございますが、人口減少時代に対応した縮充のまちづくりを推進するため、都市再生特別措置法第 81 条の規定に基づき策定するものでございます。次に 4 ページ、2、計画の位置づけでございますが、立地適正化計画は都市計画マスタープランの一部としてみなされるもので、計画期間は 6 ページに記載のとおり令和 4 年度から令和 23 年度までの 20 年間としております。

続いて 7 ページ、第 2 章、立地適正化の基本的な方針でございます。都市構造上の課題や立地適正化の基本方針等を記しております。8 ページから 24 ページ、都市構造評価について記載しております。この評価は都市構造のコンパクトさを評価する上で代表的な指標である生活利便性、健康・福祉、安全・安心、地域経済、行政運営、エネルギーの 6 つにより本町の都市構造上の特性を分析するものでございます。その結果ですが 25 ページに記載のレーダーチャートのとおりでございます。この偏差値 50 のラインを境界に、外側に行くほど強い分野、内側に行くほど弱い分野を表しております。このグラフから生活サービス機能の利便性の低さや空き家率の偏差値の低さ、また CO<sub>2</sub> 排出量の偏差値の低さが課題として挙げられている一方で、観光入込客数の偏差値が突出して高い結果となっております。次に 26 ページ、都市構造上の課題整理であります。さきの分析結果を受け、人口密度の低下や拡散的な都市構造、公共交通の維持、公共施設等の更新、脱酸素に向けた取組など 7 つを都市構造上の課題として整理してございます。

続いて 27 ページ、II、立地適正化の基本方針であります。まず、1、都市づくりの方向性ですが、第 2 次白老町都市計画マスタープランで掲げる理念を継承し、戦略的な縮充による持続可能な都市づくりとしております。次に、2、都市づくりの方針（立地適正化方針）であります。都市計画マスタープランで掲げる 3 つの基本目標と現実の都市構造上の課題等を踏ま

え、都市機能、居住誘導、公共交通、防災・まちづくりの4つを基本方針として定めております。詳細については28ページに記載のとおりでございます。次に29ページ、3、都市の骨格構造でございますが、都市計画マスタープランで掲げた将来都市構造を本計画での骨格構造とし、中心拠点には都市機能が集積する白老駅周辺を、地域拠点にはそれ以外の駅周辺を位置づけ、鉄道やバスなど公共交通でつなぐコンパクト・プラス・ネットワーク型の都市構造を目指していくこととしております。

続いて31ページ、第3章、誘導区域・誘導施設を御覧ください。居住や都市機能における誘導方針を示し、誘導区域や誘導施設を設定するパートでございます。続いて32ページ、コンパクトシティをめぐる誤解ですが、一般的に一極集中、全ての人口の集約、強制的な集約の3つが挙げられておりますが、本町における集約型都市構造の考え方としましては、全ての人口を強制的に1か所に集約するものではなく、各地区の特性を生かしつつ地区ごとにまとまりながら、計画的な時間軸の中で緩やかに進めていくものとしております。次に36ページから51ページ、3、居住誘導区域の設定についてでございますが、国の考え方を踏まえまして36ページに示すフロー図に基づいて区域設定を行っております。区域設定は市街化区域内の設定を前提としまして、ステップ1で災害リスクの高い区域等を除外し、ステップ2で人口密度がヘクタール20人以上の区域を算入、ステップ3で公共交通の利便性の高い区域や都市機能が複数立地する区域を算入しながら居住誘導区域を設定しております。その区域図でございますが、49ページから51ページにかけて図示しておりますので後ほどご確認いただければと思います。次に52ページ、4、居住維持区域の設定でございますが、こちらも国の基準では居住誘導区域は市街化区域内での設定が原則となります。しかし、社台地区でございますが、市街化調整区域に位置してありまして法的には居住誘導区域に設定することができないことから町独自に居住維持区域を定め、ほかの地区同様人口密度を維持していくこととしております。居住維持区域の設定の考え方は、居住誘導区域の考え方に準じ設定するものとし、その区域図は56ページに図示のとおりであります。次に57ページ、5、居住誘導・居住維持区域外のエリアの考え方ですが、本エリアは過去に温泉付き大規模分譲が行われ、既存宅地等が広く分布している自然豊かな区域であることから、ふれあいを生み出す空間として、また、交流促進の場として位置づけ、移住・定住の受け皿となるよう維持していくこととしております。

次に58ページ、Ⅲ、都市機能誘導区域の1、国が示す基本的な考え方を踏まえまして、60ページ、3、都市機能誘導区域の設定であります。示すフロー図に基づきまして区域設定を行います。区域設定は居住誘導区域内での設定を前提に、ステップ1として中心拠点である白老駅周辺を位置づけ、ステップ2で公共交通によるアクセス性の高い区域を算入しながら都市機能誘導区域を設定しております。その区域図は63ページに図示のとおりでございます。

次に64ページから68ページ、Ⅳ、誘導施設について記載しております。設定の考え方ですが、中心拠点には全町民及び地域外の人々を対象に利用され広域的な集客力を有する高次のサービスを提供する施設を設定することとして、地域拠点には日常生活を維持するための基本的なサービスを提供する施設を定めることとしております。本町においては中心拠点に立

地する施設を制度上の誘導施設と位置づけまして、67 ページから 68 ページにかけまして具体的な施設名と場所を明記しております。

続いて資料 4 ですが、A 3 の資料を御覧ください。こちらは都市機能誘導区域、居住誘導区域、居住維持区域の範囲を図示したものでございます。現在の市街化区域の範囲でございますが、オレンジの枠線のとおりでその面積は全部で 1,092.7 ヘクタールでございます。次に居住誘導区域ですが、青斜線で記載のとおりで面積は 554.05 ヘクタールとなっております。居住誘導区域の市街化区域に占める割合は 49.48% であり、今より居住エリアを半分以下に抑え人口密度を高めていくことを目標としております。次に都市機能誘導区域ですが、白老地区の赤斜線の部分で、その面積は 202.12 ヘクタールで都市機能誘導区域の居住誘導区域に占める割合は 37.15% であり、白老地区に同区域を設定しさらなる誘導を図りながらまちの活力向上を目指したいと考えております。

本編に戻っていただきまして、69 ページ、第 4 章、防災指針を御覧ください。ここでは誘導エリアにおいて想定される災害リスクを把握し、どのように防災・減災対策に取り組んでいくのか指針を示すパートであります。70 ページの I、基本的な考え方の 1、防災指針策定の背景でございますが、近年、頻発・激甚化する台風やゲリラ豪雨などの水災害に対応した防災まちづくりの推進を背景として、2、防災指針の検討内容のプロセスに基づきこの方針を策定しております。

次に 71 ページから 83 ページ、II、災害リスク分析と課題の抽出は、居住誘導区域内で起こりうる災害ハザード情報を洗い出し、災害種別ごとに取りまとめたものでございます。このハザード情報をベースに市街地特性と重ね合わせて災害リスクを分析した結果が、84 ページから 100 ページになります。続いて 102 ページ、4、地域ごとの防災上の課題の整理であります。同ページに洪水・土砂災害に対する地区ごとの課題を図示し、103 ページに津波災害に対する課題を記載しております。それぞれの詳細は記載のとおりであり、洪水・土砂災害に対する地区ごとの課題としては、被災エリア内に避難所等の立地がみられること。津波に対する地区ごとの課題としては、全町的に津波浸水被害が生ずることと鉄道南側への一時避難場所の検討が大きく上げられております。

104 ページ、III、防災まちづくりの方向性・取組方針であります。1、防災まちづくりの方向性としましては、高い地域防災力と強靭さを兼ね備えた都市構造の形成とし、2、防災まちづくりの取組方針としましては、リスクの回避と低減という考え方を踏まえ、危険の回避、基盤整備、防災体制の充実、意識啓発の 4 つの方針を位置づけております。次に 105 ページから 106 ページ、3、具体的な取組内容を記載しております。災害リスクの高いエリアの除外や開発行為の抑制をはじめ災害リスクを考慮した公共施設の配置整備、避難場所や避難路の確保のほか、防災周知・啓発などハード、ソフト、両面からの取組を掲げております。

また、107 ページには 4、地域ごとの防災まちづくりの主な取組内容を図示し、108 ページには防災まちづくりを推進するための取組内容とスケジュールを示しております。詳細については記載のとおりでありますのでここでは説明は割愛させていただきます。



続いて109ページ、第5章、誘導施策・届出制度を御覧ください。ここでは誘導区域への機能誘導を促進させるための誘導施設と届出制度の運用について記しております。110ページ、I、誘導施策の設定の1、誘導施策の展開方向でございますが、立地適正化の基本方針に即しまして、(1)から(3)までの3つの施策を位置づけております。次に111ページから113ページ、2、誘導施策の(1)、都市機能・居住誘導に係る施策でございます。ここでは公共施設の適正配置をはじめ総合戦略上の3つの創生として、人口減少に対応した居住地形成・移住定住の促進、若い世代への支援充実、ウポポイを起爆剤とした観光振興などを掲げております。また、国による財政上や金融上の支援措置や税制上の優遇など、各種制度を活用したコンパクトなまちの推進についても本政策の中で位置づけております。次に113ページから114ページ、(2)、公共交通の充実に係る施策を掲げています。元気号の運行内容の見直しや利用促進策の実施、周遊型観光バス路線の構築などを掲げております。続いて114ページから115ページでは(3)、都市防災対策の推進に係る施策として、防災・減災対策の強化や空き家・空き地等適正管理と有効活用について位置づけております。

続いて116ページから118ページ、III、届出制度の運用について記載しております。立地適正化計画を公表しますと居住誘導区域外での一部の開発行為について届出が発生します。この届出は規制を目的としたものではなく届出対象となる土地利用の動向を把握するために運用されるもので、土地再生特別措置法に基づく行為となります。例えば居住誘導区域外に住宅を建てる場合、アパートなど3戸以上の住宅建築や1,000平方メートル以上の大きな開発行為が届出の対象となります。また、誘導施設に位置づけられた施設が都市機能誘導区域外に新築・改築する場合や都市機能誘導区域内にある誘導施設が休廃止する場合にも届出が必要となります。

続いて119ページ、第6章、計画の実現に向けてであります。ここでは計画の進行管理と評価指標を記してあります。120ページ、I、計画の進行管理であります。国の都市計画運用指針に基づきおおむね5年ごとに計画に記載された切削事業について評価・分析を行い、PDCAサイクルの考え方に基づき進行管理を行うこととしております。

次に121ページから123ページのII、計画評価についてであります。本計画の進行を管理するため4つの評価指標と2つの効果指標を定めております。これらの指標は立地適正化計画の進捗を図るために有効となる指標を設定しており、詳細は記載のとおりであります。

最後に124ページ、III、計画推進の体制であります。協働・連携によるまちづくりの推進と民間活力の導入の2つを計画推進の体制に位置づけ、都市構造の実現に向けて取り組むこととしております。

以上をもって、白老町立地適正化計画の概要について説明を終わります。

○議長（松田謙吾君） ただいま説明がございましたが、この件について特に確認しておく必要のある方はどうぞ。

4番、貳又聖規議員。

○4番（貳又聖規君） 一通りご説明いただきましたが、その中で資料2の69ページには社台地区の地域づくりの目標、78ページには萩野・石山地区の地域づくりの目標が掲げられて

いるのですが、例えば20年先の白老の将来像をイメージしたときに、石山地区などは産業用道路を整備しなければならないとか、雨水対策等も必要なわけです。そうすると石山一番通りの整備などはもともと地域の方からも出ておりますし、その中でいくと畜産を営んでいる方もありますし、大規模な農業をやられている方々もある。道路整備はこれに基づいて実現していくような方向性に持っていく。何を言いたいかというと、この計画ができた中でまちは生き残りをかけたハード整備としてどのようにっていくのかということが見えてこなければ、なかなか難しいかと思うのです。

富川政策推進課長から資料1の説明がありましたが、下段のほうに基幹事業として道路、公園、河川などと書かれています。このようなものが対象となって整備なりがされていくということですね。何か私、各エリアの地域づくりの目標がソフト面に寄り過ぎている感じがするのです。具体的に言いますと78ページ、萩野・石山地区の地域づくりの目標は「豊かな里山の自然と産業拠点が共存し」とありますが、もちろん自然を守ることも大事です。ですけれども我が白老の産業構造を考えたときに、この石山エリアの産業道路等を整備することで、農業の新たな拠点になるわけです。そうすると都市計画マスタープランは、総合計画とは違ってソフトではなくてハードです。ハード整備につながるような、私たちが具現化、具体化できるような見える形でなければならないと思ったのです。虎杖浜や竹浦は何かといったら地熱利用などももちろんできますし、温泉があるというだけでも、文化・観光の交流拠点ということでもなくて、町民の皆さんの生活基盤としてどのようにまちづくりを進めていくのか、ハード面に変えていくのかということところがちょっと見えなかったのです。その辺りの考えはいかがですか。

○議長（松田謙吾君） 富川政策推進課長。

○政策推進課長（富川英孝君） 都市計画マスタープランについては、ハードというお話がありましたが、まち全体の面的な整備の考え方、概要ということで方向性を示すのが、都市計画マスタープランの主旨となろうかと思っております。個別具体的な道路整備等々については、やはり個別事業としてそれぞれが計画を立てて、都市計画マスタープランがあってその下に個別計画が出てきて、その中で事業につながっていくということで、都市計画マスタープランについてはなかなか具体性を持った内容にはなり得ないところが正直なところでございます。

また、個別の課題もおっしゃっていただきましたが、都市計画マスタープランとこの立地適正化計画の関連性ですと、都市計画でするのでどちらかというとし街化区域、そのようなものに対してどのように充実を図っていくのか、集約をしていくかというのが都市計画マスタープランあるいは立地適正化計画に求められていくところでございまして、道路については全方位に整備はされていくこととなりますが、この都市再生周辺整備事業と言いますか、今回このような形で病院も含めた中で活用できないかと考えているものもありますが、道路も当然基幹事業という取り扱いになるのですが、あくまでも市街化区域が基本線になってくるのかと思っております。そのような中で、道路事業の市街化区域の整備がこの都市構造の中でやろうとなってくれば、立地適正化計画ができていくことによって、その必要性に応じて都市再生整備計画はその都度つくっていくこととなりますので、そのような中での検討になっていくのかと思ってお

ります。現状、都市計画マスタープランは、そのようなものについての具体性を欠いているというご指摘は甘んじて受けたいと思うのですが、計画の主旨としては具体性を持ったものにはなり得ないというのも正直なところでは。

○議長（松田謙吾君） 4番、貳又聖規議員。

○4番（貳又聖規君） 今のご説明は分かります。この都市計画マスタープランは具体的なものが見えないというのはもちろん分かるのです。ただ、我々町民、ここで暮らす者の立場としては、この中では網羅されなくても今富川政策推進課長が説明したように、各個別のプランと連動しています。プランと連動していても何も形が見えなければ意味がないのです。私はそのように思います。このようにまちが変わっていくのだというためには、個別プランでそのようなことが書かれていて変わっていくわけです。もちろん計画上の話は分かるのです。ですけども、これから町民の皆さん、私たちも含めてなのですが、何度も私は言っておりますが、まちの青写真がしっかりと見えなければならない。その中にインフラ等も、これは大きな問題ですから、個々の計画から、マスタープランから個別の計画に派生して、そこから町民の皆さんが希望する夢のあるまちづくりにつなげていくのですというところを、ぜひ形につなげていただきたいというのが1点です。

それから、市街化区域内というお話がありました。私が言ったのはそれ以外の区域です。それ以外の区域が発展することによって、市街化区域のほうも発展するわけです。この計画では市街化区域内なのですと、それはもちろん分かるのです。ですけども、まち全体のビジョンをもって市街化区域以外のこともきちんと想定しながら形をつくっていく、私はこれが必要だと思います。この現状は分かりました。都市計画マスタープランの中での一つの限界です。具体化の部分は分かりますので、ぜひともその部分はうまくこの都市計画マスタープランが形に現れるまちづくり、政策を打っていただきたいというのが私の思いです。

○議長（松田謙吾君） 富川政策推進課長。

○政策推進課長（富川英孝君） 個別のプランと連動してしっかりと青写真が見えるようにというお話だったと思います。都市計画マスタープランと立地適正化計画については、やはり人口減少という部分に向かってどのようにすると効率的なまちをつくっていけるのかというところが都市計画上のお話になってきますが、そのようなことがあろうかと思えます。この都市計画マスタープランの各地区の方針といった中では、それぞれの地域の特性についてはしっかりと生かしましょうということを記載しております。その後支えについては、農業であれば農業振興区域があって農免道路の整備があってとそのようなことがございますので、やはりそれは逆に言うと、このようなまちづくりを全体の概要としては進めさせていただいて、それを実現するのが各分野の補助であったり、政策であったりとなってくるかと思えます。我々も人口の減少は今後どうしても対峙していかなければならない問題だと思っておりますが、その中でも地域の特性を生かしつつ、かつ都市機能はしっかりと皆さんの生活基盤となっていくように現在策定しているのが都市計画マスタープランと立地適正化計画でございますので、基本的なそのような市街化調整区域、都市計画区域外についてもそれぞれの産業はありますので、その部

分はこの中でも尊重する表現はさせていただいていると思っておりますので、まち全体でそれぞれの法律に基づいた整備、振興を図っていくことができればと思っております。

○議長（松田謙吾君） 5番、西田祐子議員。

○5番（西田祐子君） 今回の計画について、アンケートの中で白老のまちの人口減少について非常に不安を感じている町民の声が多いと感じております。今回の白老町総合計画に誰もが住みよいまちの創生とありますが、白老町は固定資産税と下水道使用料が高くて、このまちに住みたいと思わないという若い人の声が結構あります。また、アンケート調査の中で人口減少について不安視する声がありまして、今までも税金のことについて固定資産税を下げられないかという意見が随分ありましたが、町側の答弁といたしまして、税率が高いのは下げたら将来税収がなくなってしまうので下げられないという答弁が多かったのですが、実際には固定資産税が高いからということで町外に転出している現状があると思います。その中で、最近役場職員の給与が元に戻ったのになぜ税金が元に戻らないのだと、もし戻らないのであればやはり役場職員の給与も下げてもいいのではないかという声まで、私のところに結構届いています。

やはり根源的な税の問題を避けて、この計画を進めて、本当にこの計画が具現化されるのか非常に疑問に感じるのですが、やはり固定資産税を1.4%に戻す考え方も含めてこのような計画を進めるといいのではないかと思うのですが、理事者の考えを伺いたいと思います。

○議長（松田謙吾君） 竹田副町長。

○副町長（竹田敏雄君） 固定資産税と都市計画マスタープランの関係についてですが、今まで税金の関係につきましては、お答えさせてもらっているとおりでありまして、なかなか高い部分の解除というのは財政的な面、これからの政策も含めた中で考えていかなければならないことではあるのですが、今の段階でそれをなくすということにはできないと捉えています。

それと合わせて、今回、都市計画マスタープラン、立地適正化計画をつくらせていただいています。これに基づくまちづくりというのは、都市計画マスタープランについては具体的なものはなく全体的な考え方等をお示しさせてもらいまして、立地適正化計画につきましては、今回は病院というくくりの中で国からの部分についてはそのようなことを対象となるように進めていますので、今西田議員からお話がありました税の部分については、現時点では元に戻すといったことについては「戻します。」ということにはならないと捉えています。

○議長（松田謙吾君） 5番、西田祐子議員。

○5番（西田祐子君） 私は、白老町のこの計画はいいと思います。内容的にも一生懸命頑張っておられます。けれども、生産人口というものがなければこの計画は進んでいかないと思うのです。ところが実際には、家を建てました。税金が高いです。では若い人たちはどうしますかといったときに、近隣の市町村に行きますと。生産人口が流れて、残されたのは私たちがのような高齢化していく人たちばかりが残ってしまう。その中で、実際にこの計画でコンパクトシティができたからといってまちとしての活力が残っていくのかということ非常に疑問に思っております。そのような意味では、税金を下げてくださいと言って、今すぐどうのこうのとはならないと思いますが、今後の課題として提言をさせていただきたいと思っております。

○議長（松田謙吾君） 竹田副町長。

○副町長（竹田敏雄君） 西田議員からご意見いただきました。生産人口がこれからどんどん減っていくという部分につきましては、実際にそのような状況になる可能性は高いと思いますので、そのことによって経済的になかなか厳しい状況になるだろうと思います。そのようなことも常に考えながらどのようにまちづくりをしていったらよいかということも含め、今後いろいろ検討しながら取り組んでいきたいと思っています。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

○6番（前田博之君） 確認だけさせていただきます。先ほど富川政策推進課長が都市計画マスタープランと立地適正化計画について、令和5年から令和8年度にかけて整合性を図ると言ったようですが、整備計画を実施計画になるのか具体的なものになるのか、整備計画を策定するという意味なのか。整合性を図ると言ったのですがどのような意味なのかということです。

順不同なのですが、もう一つ。今日の説明を受けても、内容を承知してもどうもよく分からないのですが、これから町民説明会をするというのですが町の令和22年度の人口推計でいけば9,180人です。町が9,600人くらいを求めています、これは最終的に富川政策推進課長の先ほどの貳又議員に対する答弁と聞いていると町民は分からないと思います。9,180人になったときの町は9,500何人かになっているけれど、令和22年にそのようになったときに、どのようなまちになるのかイメージが分からないのです。その辺をもう少し私たちにも見えるようにしてほしいと思うのです。図化なのか、箇条書き的に、それがなければこれをつくっているのはいいのですが正直な話分からないのです。

もう一つは、全部PCDAが入っているし、第6次総合計画はみんな普遍的な言葉になっているのだけれども、主体性がないのです。今回また都市計画マスタープランをつくります。平成24年度にも都市計画マスタープランを改定しているのです。これは当然PCDAがあっても然りなのです。何も出ていませんので、きちんと総括していただきたいと思います。それでなければ前に進めませんから。

それと、この2つのプランの作成の委託業者はどこで、そして幾らかかっていますか。

○議長（松田謙吾君） 暫時休憩いたします。

休会 午後12時 3分

---

再開 午後 1時14分

○議長（松田謙吾君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

富川政策推進課長。

○政策推進課長（富川英孝君） 私からは、都市再生整備計画の関係、それから令和22年、令和23年度のイメージの関係、PCDAサイクルの総括ということで答えさせていただきます。その後温井主幹から委託の関係について答弁させていただきたいと思います。

まず、土地再生整備計画については、策定するのかどうかということでしたが、策定させていただきます。これはあくまで立地適正化計画が公表されている市町村が補助をもらうことを

含めて都市再生整備計画をつくりまして、それを基に申請行為を行う形になってございます。都市再生整備計画については策定いたします。その中に誘導施設といたしまして町立病院を位置づけして補助対象にできないかということで今取組を進めています。

それから、令和22年、令和23年度の人口が減少したときにどのようなまちになるのかということでございます。こちらについては、やはり人口を集約してそれぞれの生活基盤を維持していくことが一つの目標になりまして、このことについては立地適正化計画（案）の122ページの評価指標の設定のところを御覧いただきたいと思っております。まちの姿といたしましては、122ページの評価指標の1と2あるいは3に強く意図があると思っております。都市機能誘導区域については白老駅中心にということで説明させていただいたと思っております。そのような中で、現状15施設あります。これも令和23年度についてはこの施設数を維持していったら、その都市機能については維持していきこうというのが目標になってきます。それを実現するために評価指標2、居住誘導に関わる指標で現状が17.17人平方キロとなっております。100メートル四方の範囲に現状で17.17人いらっしゃると、これを集約していくことによってこの人数を維持していきたいのです。ですから、居住誘導区域にもしかしたら人が大きく減ることになるかもしれませんが、減っていく中であっても居住誘導区域内に減っていった人同士が集まって個々の人口密度を維持していきたいと考えております。都市機能誘導区域、居住維持区域、居住誘導区域については鉄道駅6か所を中心にこれらを網羅するために公共交通でしっかり地域の方々と都市機能誘導区域に利便性を高めて誘導できるように進めていきたいと考えています。これにプラス防災ということで安全・安心なまちづくりを進めていくことになると思っております。これで立地適正化計画（案）の66ページ、67ページに誘導施設の設定、中心拠点にはどのようなものがあるか、地域拠点にはこのようなものを出そうということがあります。66ページは現状介護福祉機能、67ページに誘導施設ということで都市機能誘導区域にはこのような行政機能、子育て機能、商業機能、医療機能、そのようなもろもろの機能を集約していく。ですから白老地区にある程度の都市機能を集めて、各地区にお住まいの方は誘導区域の中にお住まいいただいて、このような都市機能については公共交通といったもので対応できるような、そのような考えの中でまちづくりを進めていけないかということになってございます。

この点の考え方を改めて資料4のA3の見開きの部分で見ていただくと、青の斜線部分が居住誘導区域、虎杖浜・竹浦地区ですと青斜線と青斜線の間にはオレンジで囲まれた空白の部分がございます。あくまでここは市街化区域ではありますが、このような部分の皆さんについてはできるだけ竹浦駅、虎杖浜駅周辺にお住まいを構えていただけるようなことを考え方として進めていきたいと考えます。白老地区については青と赤の交錯した範囲がありますが、これが都市機能誘導区域となつてございますので、白老地区の居住誘導区域のさらに内側に都市機能誘導区域をつくって皆さんの生活を支えていく考えでございます。

PDC Aサイクルの考えでございます。PDC Aサイクルの考えにつきましては、昨年8月に都市計画マスタープランの策定をするにあたって、町民アンケートを含めて内部評価と町民のアンケートそれぞれの総合評価として現行の都市計画マスタープランの評価を実施したとこ

ろであります。全体としては大きく都市利用、都市施設、都市環境の3項目で評価をさせていただきました。そのような中では全体で5段階評価の3.1ということで、現行プランとしてはやや進展の評価ができたのではないかと考えています。それぞれ言いますと土地利用については3.0、そのようなに検証しておりますので後ほど資料として配付させていただきます。

○議長（松田謙吾君） 温井政策推進課主幹。

○政策推進課主幹（温井雅樹君） コンサルタントに支払った計画策定支援業務の委託料について説明させていただきます。

まず令和3年度ですが、都市計画マスタープランと立地適正化計画の2本の業務委託を行っております。都市計画マスタープランにつきましては、令和3年5月28日から令和4年3月22日までの契約期間で、金額につきましては473万円となっております。そして、立地適正化計画でございますが、令和4年1月14日から令和4年3月31日までの契約期間で、金額は同じく473万円となっております。

今年度に入りまして立地適正化計画のみになりますが、令和4年4月13日から令和5年3月20日までの契約期間で742万5,000円となっております。3つ合計で1,688万5,000円となっております。こちらの支援業務ですが、国からの補助金が活用できることになっておりまして、国からの補助金490万円を見込んでおります。こちらを差し引きますと1,200万円程度が町の持ち出しと捉えております。

委託先ですが、都市計画マスタープランにつきましては新技術コンサル、立地適正化計画につきましてはドーコンとなっております。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

○6番（前田博之君） 委託先を聞いたのは、それは補正計画ですから多分金太郎あめのなつくり方だと思っていますから、白老町としてどのような部分が特色として出るかというのを確認した意味で聞いたわけです。

2点ほど確認しておきますが、担当課長からあるあつたのですが、中身は分かっています。中心地に移動してもらうというのは計画ではそのようになるのだけれど、現実に住んでいる人には居住権など拒否権限がありますね。計画ではそのように言っても絵に描いた餅になるのです。そこまで突っ込んで議論されているのか。今の説明を受けた上での質問ですが、過去には議会でも白老町は限界集落だと言っていました。今限界集落という言葉が行政用語というか、そのように使われているのかどうかは分からないけれども、令和22年度までの人口を見ると白老・森野地区以外はみんな限界集落です。では、その中でこの都市計画マスタープランの地域づくりの方針を示していますが、このコンパクトなまちづくりと限界集落の整合性はどのように取っていくのか。本当に今言ったようなそこに住んでいる人の権利はどのようなのかという部分なのです。これは本当に大事な話なのです。

具体的に聞きますが、立地適正化計画の概要版の3ページに、なぜ立地適正化計画を策定するのか、とありますが白老町もこのとおりです。これに沿ってコンパクト・プラス・ネットワークとなっております。先ほど担当課長からの説明では、この65ページに、「本町における誘導

施設の考え方」というのがあるのです。中心拠点は分かるのですが、地域拠点について、日常生活を維持するための基本的なサービスを提供する施設と言っているのです。けど15施設に集約すると言っているのです。ここで言っている地域拠点、令和22年度までの人口を見たら、ここで私が言わなくても分かります。社台などは極端です。ここでいう各地域の日常生活を維持するための基本的なサービスを提供する施設とは何をうたっているのですか。新たに追加もらうのですか。そこだけ聞いておきます。あとは聞いても計画なので、肝心の今私たちが生きている部分、令和22年度になったときに、このような美しい言葉で計画をつくるけれど現実的にはどうなのかということを知っているのです。

○議長（松田謙吾君） 富川政策推進課長。

○政策推進課長（富川英孝君） 都市機能誘導区域の15施設となりますが、先ほど67ページで少し説明をさせていただきました。現状、金融機関、医療施設、社会福祉施設、あるいは商店といったものをできるだけの中で維持していこうというのが、人口を集約していくことによって都市機能誘導区域内には、逆に言うと誘導施設の必要性をしっかりと維持していくということがございまして、現状15施設あるものについてはこの区域内ではしっかりとそれぞれが維持されることを求めています。そのために、最初の質問になってくるかと思いますが、先ほども申し上げましたが、やはり人口密度を高めることを我々としては方針としてこの計画で示していきたいと考えています。実際には権利がございまして、そこを強制的に移動させる強制力はこの計画では持ち合わせてございません。そのような中では、先ほど温井主幹から説明がありましたが、居住誘導区域から外れた場合は3戸以上の集合住宅、あるいは1,000平方メートル以上の開発行為といったものに対しては届け出をお願いしますという仕組みになってきますが、原則それを駄目だとか、通常の確認申請の審査の中で整備されることになってございます。これは都市計画審議会の中でも農業者の方などからご意見等がありました。「我々は産業と背中合わせで暮らしているので、居住誘導区域の中に移転しろと言われてもそれはできません。」それは当然市街化調整区域の中で、あるいは都市計画区域外の中で産業と一緒に生活を営んでいただくという権利まで奪うものでもないです。というお話もさせていただきました。やはり、この権利の部分については少し慎重な取り扱いが必要かと思いますが、将来的なまちを維持していくためには人口密度を高めていく。そのような方針をこの中では示していくことに重きを置いている点になります。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

○6番（前田博之君） よく分からないのでいいです。一つだけ、人口密度を高めるといったら、限界集落という提言があったのです。そのようなものはなくなって、社台なら社台地区の人口密度の適正密度というのは出ているのかどうかは分からないけれど、そのようなものを設定してPCDAをしていくということなのですか。社台なら社台地区、虎杖浜なら虎杖浜地区の言葉では書いているけれど何も具体的ではないです。日常生活を維持するための基本的なサービスを提供する施設、15の施設は社台にはおかれませんか。書いてあるのは分かるけれど、はっきりしてほしいのです。この計画にすればどうなるのかということだけです。人口が



減ったら減ったけれど、それ以上前向きにならないという言い方になっているのでしょうか。人口密度を高めるためにどのように誘導するのですか。逆に言えば社台地区にそのような施設をつくらなければならないでしょう。違いますか。

○議長（松田謙吾君） 富川政策推進課長。

○政策推進課長（富川英孝君） この立地適正化計画の都市機能誘導区域の中に現在存在しているのが 15 施設ということで、社台地区は居住維持区域となっております。白老地区の中にそのような金融機関、商店などが現状で 15 施設あります。これを居住誘導で皆さんの人口密度を高めることによって都市機能誘導施設の中の 15 施設が 20 年後にも存在し得ることを目指していこうという計画になっています。

○議長（松田謙吾君） 6 番、前田博之議員。

○6 番（前田博之君） 中心拠点とあります。中心拠点は分かります。地域拠点で言っている日常生活を維持するための基本的なサービスを提供する施設とは何ですか。私は社台地区にいたらそう聞きます。具体的にこれは何ですか。日常生活を維持するための基本的なサービスとは、町側は何が必要だと思いますか。何を整備するのですか。そこなのです。それはきちんとクリアされて、私たちが社台にいても、人口が減っても生活できるという計画ですかということを知りたいのです。

○議長（松田謙吾君） 富川政策推進課長。

○政策推進課長（富川英孝君） 基本的に 15 施設ということでお話しているのは、あくまで都市機能誘導区域ということで白老地区に対してです。地域拠点に対しては、それぞれ入っている中で役場出張所などは別だと思いますが、現存しているものについてもそこで存在していただきたいという形になっています。ただ、我々の計画の中ではあくまで都市機能誘導区域内にこのようなしっかりと中心拠点の中でそれぞれの行政機能を果たすものを維持していくようにとのことで指標の中での設定となっております。

○議長（松田謙吾君） 10 番、小西秀延議員。

○10 番（小西秀延君） 今回の全員協議会で都市計画マスタープラン、そして白老町立地適正化計画の素案が提出されたことに対して、ここまで一定の評価はできるかと私は思っております。これからまた、都市再生整備計画も立てて最終的には補助率の高いこのような制度を活用できるようになるということで、ご尽力いただきたいと思います。

資料 1 の 1 ページの下段に防災指針に位置づけられた事業に限り上限額が 30 億円までかさ上げとなっておりますが、白老町で言えば町立病院をこの補助計画に充てていきたいということですが、これが認められるとすると、この計画の中で複数事業を行っていけるものなのかどうか、その点のご説明をお願いしたいです。この 30 億円というところまで町立病院の補助金をもっていけるものなのか。その辺についての町の今の認識を合わせて伺いたいと思います。

それと、補助率が都市機能誘導区域において 50%とありますが、これが地方交付税などの算定で入ってくるものなのか、定額できちんともらえるものなのか。どのように補助されるのか詳しく教えていただければと思います。

○議長（松田謙吾君） 富川政策推進課長。

○政策推進課長（富川英孝君） 都市再生整備計画についてのご質問でございますが、都市再生整備計画は、このまちの中での複数の事業を組み合わせた計画として策定してまいります。現状その中の1つ、基幹事業のところで病院を位置づけして、それ以外に多少、街路事業なども想定しながら計画策定を目指しています。

30億円のところでございますが、昨年来の津波の浸水が深まったことによって、病院自体ピロティ化をすること、それから鉄南地区での避難場所の確保で屋上などへ垂直避難を可能にする。病院に対してそのような機能を設けています。病院の単独1事業で最大30億円までが認められて、ただ、それ以外の合わせる事業についてはそれぞれ21億円の上限が設定されることになっています。30億円の防災機能と10億円あるいは20億円の事業をそれぞれ組合せたときに30億円は防災で、10億円、20億円の部分はそれぞれに21億円の上限が見なされることとなりますので、合計で50数億円となったときにはそれぞれの2分の1を受けることが可能な制度となっております。

我々は、まずはこの都市再生整備計画の基幹事業の一つに病院を位置づけて、病院の中でできるだけ2分の1に近い数字を確保できるように計画策定、あるいは協議を進めている状況になっています。また、その金額ですが、あくまで交付税などではなくて、この事業に対して国庫補助金として必要な額が措置され、最大で30億円の2分の1で15億円がそのまま措置される内容になってございます。

○議長（松田謙吾君） 10番、小西秀延議員。

○10番（小西秀延君） 詳しく説明をいただいたのでこの計画、次に出される都市再生整備計画の内容が分かりました。ぜひ獲得できるようこれからもご尽力いただければと思います。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

○8番（大淵紀夫君） 前回の一般質問でも聞いたのですが、可能性としてはどれくらいと言いつらいかもしれないので言いつらければいいのですが、どれくらいかということです。当然都市計画マスタープランを含めた3つの計画がなければ、この補助金は受けられないということですね。私は、この計画というのは白老町の存亡をかけた計画だと捉えています。中身の問題はいろいろあるかもしれませんが、今の財政状況の中で白老町が病院を建てるということはどのようなことかということ、私はこの財政計画が非常に大きいと思うのですが、そこら辺の捉えはそれでいいのかどうか。今ありましたように、周辺整備含めて何年か後に終わります。しかし、これは20年計画ですから、10年後には病院は全部終わったとなります。庁舎は対象にはならないようですが、その後それ以外のもので、ひとつの町が2つも3つもというのは無理かもしれないけれど、可能性としてはこの計画を使うことは理論的には可能なのか伺います。

○議長（松田謙吾君） 富川政策推進課長。

○政策推進課長（富川英孝君） 可能性というお話でございますが、これまでも幾度となくご質問賜りながら、なかなか答弁申し上げられないということでありました。実は、病院だけの補助ではないというのがまず1点と、この都市再生整備計画をつくって補助を受けるにあつ

ては、ほかの国庫補助がある場合には重複して受けられないという条件も同時にございます。今の段階でははっきり可能性は申し上げられませんが、実際にはひとつずつ小さい補助で何個も使えるものが病院についてはあります。それを適用できない条件とといいますか、適用されない確認をずっとしているところです。あくまで最終的には都市再生整備計画で都市構造再編集中支援事業を受けたいと思っておりますが、原則として重複しない。あるいは先に制度があるものはそちらを活用しなさいということになっておりますので、そのようなものがどれだけ影響を及ぼすかによって、この補助がどれくらいのものになるかというところがあります。ただ、現状ではここ1月、2月前よりは着実に活用に向けての見通し、可能性は少し高まっていると我々も認識しながら、日々北海道あるいは開発建設部といろいろな部分を確認しながら、やり取りしながらやっておりますので、1月前、2月前に比べれば我々としても少し前進したのではと思っております。

それから都市計画マスタープラン、立地適正化計画、都市再生整備計画でございますが、都市計画マスタープランの構造版として立地適正化計画となります。この補助については、都市計画マスタープランはベースとしてももちろんですが、立地適正化計画の有無が多分に影響するといいますか、もともと我々、立地適正化計画を検討していた状況がございまして、昨年の夏に津波の浸水が高くなったということで、当初は立地適正化計画が策定されていなくて補助を活用できる都市防災の補助をいただいてピロティ化に対する補助、あるいは屋上の避難施設化に対する補助をいただこうと思っておりました。ただ、いろいろ考えてスケジューリング的な部分も含めてできるかできないかということで、立地適正化計画についてはチャレンジしてみようと思っておりましたので、そのような中ではこれがあって都市再生整備計画をつくることによって都市構造再編集中支援事業補助金の活用が可能が出てきたということになっておりますので、今、立地適正化計画、都市再生整備計画をしっかりと作り込んでいくことを目標にして、実際に都市構造再編集中支援事業を活用できるように。ですから、実際に立地適正化計画と都市再生整備計画がない限りこの補助金は受けられないことになっております。

それから、周辺整備については、これは無事に病院が活用させていただいて終わってということになります。都市再生整備計画については先ほどの質問の中でもお答えしましたが、補助事業を受けるにあたってその都度組み合わせ、そのようなもので都市再生計画を極端な話、何回もつくる可能性はあります。基幹事業をどれにする、提案事業をどうするという組み合わせ、その時期で必要なものやれるものに対して都市再生整備計画を改めて作り直すことによって再度この補助金の協議のテーブルに着くことができる状況になっております。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

○8番（大淵紀夫君） そこは分かりました。ほかの補助がだめだということは、当初予定していた補助金が2億数千万円あります。それももらえない理由をつくらなければだめなのか。

もう一つは、この補助金が可能になった。すると残った金額の部分は、起債は大丈夫なのですか。ダブルで補助金はもらえないということは分かったのですが、起債を活用することはできるのですか。過疎債は使えますか。

○議長（松田謙吾君） 富川政策推進課長。

○政策推進課長（富川英孝君） 最初のもらえない理由を探さなければいけないかという、平たく言うと我々そのような状況で適用にならない補助金、その理由、排除するために努力していたというのが正直なところではあります。この病院に対してこの補助はこのような理由で使えないです。該当になりませんねということをやっています。本当は、補助はもらえるために一生懸命考えるのですが、まず該当にならないことをどのようにしたらということも含めてずっと協議をしてきました。

これがもらえた際の起債の関係でございますが、やはり起債というのはその年度ごとの協議を行って、そこで同意をいただいて起債することができるようになってきますので、大丈夫か大丈夫ではないかというのはその年度の協議かと思いますが、もしこの都市再生整備計画が終わって都市構造再編集集中支援事業がいただけるとなれば、特に過疎債の部分は非常に有益な起債でございますので、当然国の予算もそこに集中するということがあって、白老町にそれだけの割り当てが来るかというのは非常に不明瞭な、不透明な部分があるかと思いますが、ですからこのような補助を深くいただくことができれば、これは起債についてはあくまで過疎債は企業債の裏半分しか当てられませんので、半分は企業債でいきますけれども、半分を過疎債に振る可能性は高まってくるのかと思います。ただそれは、満額予算の中の配分がありますので、それが50%全部取れるかというのはその年度の協議になると思いますが、まずは補助を取らないことには過疎債に期待することは余りできなかったというのが現状の我々の認識です。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

○8番（大淵紀夫君） 起債については分かりました。可能性があるということで理解しました。ただ、始めの部分、言いづらければいいのですが、一般的に言えば病院を1つ建てるとなれば2億数千万円の補助金はもらえるのは当たり前だと普通は思っています。なければやらないのですから。30億円の事業をするのに2億5千万円や3億円の補助金がなくてできるわけではないのだから。そのようなことからいったら、もらえないことを理由にしないと大きな補助金がもらえないというのは何かよく理解できないのだけれど、国は一体ここでは何を考えているのですか。変だと思うのですが。面倒でしたらいいのですが、答えられるところがあれば答えてほしいと。すごくそこは興味があるのです。

○議長（松田謙吾君） 富川政策推進課長。

○政策推進課長（富川英孝君） 都市構造再編集集中支援事業の補助金については、他省庁の補助がある場合は活用できないと要綱にしっかり書かれているのです。そのような中で我々もではどうしたらいいのだというのがあってということが数回ありました。一方では、直近になっていろいろ調べて出てきた話なのですが、国民健康保険病院ですので、国民健康保険の調整交付金もともと当たるだろうということで補助の中で1億円程度を想定して入れていたのですが、逆に国民健康保険調整交付金他省庁の補助と一緒に使うことができないとなっており、逆に言う国民健康保険で1億円ちよっともらったら、ほかの補助金は一切もらえないで30億円のうち1億円の補助くらいでいく可能性が最近になってまた出てきたということも

あって、いろいろと補助の整合性、制度の部分を確認しながら今まで来ていて、逆に国民健康保健補助金のほうは今回いろいろ条件を付けて活用できないという結論に持っていくことになっておりますので、そのような中でこちらの都市再生整備計画のほうへ行ける可能性が高まっていることになっています。

都市再生整備計画の内容については、当然事前協議などいろいろやっておりますが、その内容についてはおおむね前向きな方向での協議が進んでおりますので、あとは諸々の補助金など条件をはがしたり、はがさなくても活用できることを協議したりしながら、この都市構造再編集中支援事業に大きなウエイトを持って補助申請できるように我々は進めていると、考え方としてはそのようにしています。

○議長（松田謙吾君） 2番、広地紀彰議員。

○2番（広地紀彰君） 立地適正化計画が白老町で進められる価値を確かめたかったのです。この実績というのは基本的に他町村、例えば胆振管内とか、道内では結構広く取り組まれていることなのではないでしょうか。話を聞くと大変有意義な事業採択を受けられるということで、そのような価値が相当あるのかとも思いまして。他町村と活用の事例、具体的に国民健康保険病院などに活用している事例を踏まえてこのような形で進められてきているのかどうか伺います。

それと関連して、誘導施設として今資料1では病院ということで、かなり具体的にねらい目が定められているのですが、本編の3ページを見せていただいたら、誘導区域には図書館等も含まれていて、そのようなことも今後白老町が再編するにあたって、この利的における補助金活用というのは、施設の再編にも今後とも有効になり得るのかどうかということなのです。

○議長（松田謙吾君） 富川政策推進課長。

○政策推進課長（富川英孝君） 立地適正化計画については他市町村でも徐々に進んでいる状態になります。この制度自体が平成26年度から法的に制度化されたものですので、なかなか都市計画マスタープランの後に立地適正化計画を策定される状況にありませんでしたが、最近ですと苫小牧市、厚真町なども策定に取り組んでおられまして、文化施設等に活用したいということとされているのかと思っています。病院の関係ですと夕張市も誘導施設に位置づけて補助をもらうような取組をしております。

誘導施設の関係ですが、それも大きくは基幹事業として4分類されておまして、その中で図書館なども対象になるだろうと思っております。もし、そのような中での改築の方針、あるいは考え方がまとまってまいりましたら、先ほどの話ではないのですが再度都市再生整備計画をつくって、図書館だけではなく何と組み合わせる面的に整備をしていくのかということと都市再生整備計画の中にうたって、計画として認められてくればその計画の中の一施設として図書館にもこのような補助が当たる可能性があると考えております。

○議長（松田謙吾君） ほか、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

それでは、ご意見等はございますか。ある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） ご意見なしと認めます。

これをもって、都市計画マスタープランの改定と立地適正化計画（案）の策定についての協議を終了いたします。

---

◎閉会の宣告

○議長（松田謙吾君） 以上をもって、本日の全員協議会を閉会いたします。

（午後 1時54分）